



# 宮 崎 県 公 報

平成20年6月19日(木曜日) 第 1991 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○訓練手当支給規則の一部を改正する規則…… (労働政策課) 1

### 告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障害福祉課) 1

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

関 (育成医療及び更生医療) の指定…… ( “ ) 2

○有害興行の指定…… (子ども家庭課) 2

○林業種苗生産事業者の登録…… (森林整備課) 3

○道路の区域の変更 (6件) …… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始 (6件) …… ( “ ) 4

○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…… (都市計画課) 6

### 公 告

○都市計画の変更の案の縦覧 (9件) …… ( “ ) 6

### 教育委員会規則

○宮崎県教育委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則…… 8

○県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則…… 9

### 教育委員会告示

○宮崎県教育委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示…… 9

### 教育委員会訓令

○宮崎県教育委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令…… 9

### 教育長訓令

○宮崎県教育委員会教育長訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令…… 10

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…… 11

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…… 12

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…… 12

## 規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮 崎 県 規 則 第 四 十 四 号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則(昭和四十一年宮崎県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第一百二十四条」に改め、同項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改め、同項第九号中「第一条第一項第七号イ(4)」を「第一条の四第一項第七号イ(4)」に改め、同項第十号中「五年」を「十年」に改め、同条第二項中「第一条第一項第七号イ(2)」を「第一条の四第一項第七号イ(2)」に改める。

第五条第四項第二号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が一キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるもの(以下「通所が不便である者」という。)のうち」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練

## 告 示

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

### 宮 崎 県 告 示 第 469 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
麻 田 貴 志	都城市郡医師会病院	都城市	外科	平成20年6月1日
小 山 彰 平	都城市郡医師会病院	都城市	内科	平成20年6月1日
杉 江 悟	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	泌尿器科	平成20年6月1日
田 代 雄 一	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	神経内科	平成20年6月1日

	鈴病院			
長 沼 志 興	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	外科	平成20年 6 月 1 日
大 林 武 治	医療法人昭和会黒瀬病院	延岡市	外科、内科	平成20年 6 月 1 日
井ノ口 崇	延岡市国民健康保険北浦診療所	延岡市	内科	平成20年 6 月 1 日
有 田 和 弘	医療法人聖山会川南病院	川南町	呼吸器科	平成20年 6 月 1 日
木 寺 摩 美	医療法人聖山会川南病院	川南町	脳神経外科	平成20年 6 月 1 日
青 山 剛 士	椎葉村国民健康保険病院	椎葉村	内科	平成20年 6 月 1 日

して次のものを指定した。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 470号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ひむか24時間薬局	都城市	薬局	平成20年 5 月 1 日
調剤薬局同仁堂	延岡市	薬局	平成20年 5 月 1 日
ハロー薬局 吾田店	日南市	薬局	平成20年 5 月 1 日
国武薬局 小林店	小林市	薬局	平成20年 5 月 1 日
D・ML高千穂調剤薬局	高千穂町	薬局	平成20年 5 月 1 日
すみれ薬局	都城市	薬局	平成20年 6 月 1 日
沖水薬局	都城市	薬局	平成20年 6 月 1 日

宮崎県告示第 471号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行と

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
20年-21	映画	濡れ続けた女 吸いつく下半身	新東宝映画	平成20年 6月 9日
20 -22	映画	クリーニング恥娘 いやらしい染み	新日本映像	
20 -23	映画	新日本映像ニュース ＜クリーニング恥娘 いやらしい染み＞	新日本映像	
20 -24	映画	変態シンドローム わいせつ白昼夢	オーピー映画	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 472号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成20年 6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1269	緋川直行 東臼杵郡諸塚村大字家代6058番地	採取	幼苗の育成	緋川種苗 東臼杵郡諸塚村大字家代6058番地
1270	松永晴基 東臼杵郡諸塚村大字家代2646番地1	採取	幼苗の育成	松永晴基 東臼杵郡諸塚村大字家代南川佐礼

宮崎県告示第 473号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 6月19日から平成20年 7月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字雨木 1720番22地 先から同郡同村同大字同字1720番 22地先まで	旧	4.1 ～ 5.3	14.5
				新	4.1 ～ 12.0	14.5

宮崎県告示第 474号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 6月19日から平成20年 7月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向 1925番 124 地先から同郡同村同大字同字1925 番 124地先 まで	旧	17.8 ～ 21.2	18.0
				新	19.3 ～ 27.7	18.0

宮崎県告示第 475号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 6月19日から平成20年 7月 3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 107番29 地先から同郡同村同大字同字 107 番89地先 まで	旧	6.7 ～ 17.9	75.2
				新	9.5 ～ 17.9	75.2

**宮崎県告示第476号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月19日から平成20年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字一ノ瀬7854番8地先から同郡同村同大字字生木ノ元7874番1地先まで	旧	11.2 ~ 16.0	12.1
				新	25.6 ~ 59.6	12.1
			東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字生木ノ元7874番14地先から同郡同村同大字同字7874番6地先まで	旧	20.5 ~ 23.5	9.4
				新	22.9 ~ 26.4	9.4

**宮崎県告示第477号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月19日から平成20年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字横野2106番3地先から同郡同村同大字同字2106番3地先まで	旧	8.9 ~ 12.2	13.5
				新	8.9 ~ 17.6	13.5

**宮崎県告示第478号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月19日から平成20年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字松木2071番1地先から同郡同村同大字同字2071番1地先まで	旧	8.9 ~ 11.0	18.0
				新	15.2 ~ 17.1	18.0

**宮崎県告示第479号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月19日から平成20年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字雨木1720番22地先から同郡同村同大字同字1720番22地先まで	平成20年6月19日

**宮崎県告示第480号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月19日から平成20年7月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字小向 1925番 124 地先から同 郡同村同大 字同字1925 番 124地先 まで	平成20年 6 月19日

## 宮崎県告示第 481号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字下水 流 107番29 地先から同 郡同村同大 字同字 107 番89地先ま で	平成20年 6 月19日

## 宮崎県告示第 482号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字一ノ 瀬7854番 8 地先から同 郡同村同大	平成20年 6 月19日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
			字字生木ノ 元7874番 1 地先まで	
			東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字生木 ノ元7874番 14地先から 同郡同村同 大字同字78 74番 6 地先 まで	

## 宮崎県告示第 483号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字横野 2106番 3 地 先から同郡 同村同大字 同字2106番 3 地先まで	平成20年 6 月19日

## 宮崎県告示第 484号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字松木 2071番 1 地 先から同郡 同村同大字 同字2071番	平成20年 6 月19日

1 地先まで

宮崎県告示第四百八十五号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等(平成五年宮崎県告示第六百三十号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成二十年六月十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五 2 の表を

Table with 4 columns: 宮崎県告示第四百八十五号, 宮崎県告示第四百八十五号, 宮崎県告示第四百八十五号, 宮崎県告示第四百八十五号. The table contains text from the ordinance regarding advertising regulations.

改める。

次に次のように加える。

7 べんち

公 告

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・2・5号 宮崎西部環状線
2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分
宮崎市源藤町源藤、南田、大迫及び池ノ内の各一部
宮崎市古城町長田、九拾田、カナエ、和田内、宮田、池ノ内、岡ノ原、丸尾ヶ迫、岡の屋敷及び馬場田の各一部
宮崎市月見ヶ丘 6 丁目の一部
宮崎郡清武町大字加納字家次、字西迫及び字武士町の各一部
(2) 削除する部分
なし
3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課及び清武町産業建設部都市建設課
(2) 期間
平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

できる。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・2・4号 大淀青島線
2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分
宮崎市源藤町東田、源藤、南田、大迫及び池ノ内の各一部
宮崎市月見ヶ丘 6 丁目の一部
宮崎郡清武町大字加納字武士町の一部
(2) 削除する部分
なし
3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課及び清武町産業建設部都市建設課
(2) 期間
平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・3・15号 宮崎清武線
2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分
宮崎市古城町池ノ内及び和田内の各一部
宮崎市大坪町西六月の一部
宮崎市大坪西一丁目の一部
宮崎市大坪東三丁目の一部
(2) 削除する部分
なし
3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課及び清武町産業建設部都市建設課
(2) 期間
平成20年 6 月19日から平成20年 7 月 3 日まで

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年 6 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・4・14号 中村大坪線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市古城町長田の一部

(2) 削除する部分

宮崎市古城町長田の一部

宮崎市大坪町西六月の一部

宮崎市大坪西一丁目の一部

宮崎市大坪東三丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・3・1号 国道10号線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日向市大字日知屋字椎木ヶ花の一部

日向市向江町 1 丁目の一部

日向市大字財光寺字中ノ原及び字池の各一部

(2) 削除する部分

日向市大字財光寺字中ノ原、字池、字尻無川及び字小松崎の各一部

日向市大字平岩字赤岩の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所、日向市建設部まちづくり政策課、延岡市都市建設部都市計画課及び門川町環境建設課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・2・31号 赤岩通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日向市大字財光寺字尻無川の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・3・31号 財光寺仙ヶ崎通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日向市大字財光寺字尻無川の一部

(2) 削除する部分

日向市大字日知屋字椎木ヶ花の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・4・35号 富高財光寺通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

日向市大字平岩字内見鳥、字馬込南畑、字土々呂毛、字田中、字上下田、字マツバセ及び字小松崎の各一部

(2) 削除する部分

日向市大字平岩字内見鳥、字馬込南畑及び字土々呂毛の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成20年6月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画道路 3・6・21号 亀崎通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

日向市原町 1 丁目、鶴町 1 丁目及び向江町 1 丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課

(2) 期間

平成20年6月19日から平成20年7月3日まで

教育委員会規則

宮崎県教育委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則をここに公布する。

平成二十年六月十九日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第九号

宮崎県教育委員会規則の形式の左横書きの実施に関する規則 (趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

1 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

数字	アラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表二の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育委員会が定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。



県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年六月十九日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会規則第十号

県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

県教育委員会表彰規則（昭和三十三年宮崎県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 永年勤続し勤務成績良好な者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示をここに公表する。

平成二十年六月十九日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会告示第五号

宮崎県教育委員会告示の形式の左横書きの実施に関する告示（趣旨）

第一条 この告示は、この告示の施行の際現に公表されている縦書の形式をとっている告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。（形式の変更）

第二条 既存告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

一 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
二 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 漢数字（次に掲げるものを除く。） ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切ることも、小数点を表す中点はヒリオドに改めるものとする。）
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十 右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ツ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表二の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でない認められるときは、別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十年十一月一日から施行する。

教育委員会訓令

宮崎県教育委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令をここに公表する。

平成二十年六月十九日

宮崎県教育委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県教育委員会訓令第四号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

宮崎県教育委員会訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令（趣旨）

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令

(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

一 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、二の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、二けたごとにコンマによつて区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次

十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「つ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

## 教育長訓令

宮崎県教育委員会教育長訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令をここに公表する。

平成二十年六月十九日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

各 出 先 機 関

各 教 育 機 関

宮崎県教育委員会教育長訓令の形式の左横書きの実施に関する訓令

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に公表されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

一 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている表(別表を含む。以下同じ。)及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分する	五十音順による片仮名

ために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
七 漢数字(次に掲げるものを除く。) ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの イ 熟語の一部として用いられているもの ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの エ 数字の単位として用いられているもの(十、百及び千を除く。) オ 一の項、一の項及び五の項に定めるもの	アラビア数字(漢数字を区切る記点は削り、三つたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)
八 項番号のない項	アラビア数字による項番号を付した項
九 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十一 上欄	左欄
十二 下欄	右欄
十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「や」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「つ」若しくは「ッ」	それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」

2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十三の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前三項の規定によることが適当でないとき認められるときは、別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第10号**

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成20年6月19日

宮崎県公安委員会委員長 田代知代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	平成20年9月27日(土)午前9時30分から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

鹿児島市坂元町 784番地  
鹿児島県警察学校

3 定員

30人(鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成20年7月28日(月)から8月8日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

**選挙管理委員会告示**

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成20年6月2日現在次のとおりである。

平成20年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,784人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	223,196人

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙

権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成20年6月2日現在次のとおりである。

平成20年6月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二

宮崎市選挙区	99,199人
都城市選挙区	46,254人
延岡市選挙区	36,606人
日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,744人
小林市選挙区	11,288人
日向市選挙区	17,247人
串間市選挙区	6,180人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,716人
えびの市選挙区	6,484人
宮崎郡選挙区	7,392人
北諸県郡選挙区	6,489人
西諸県郡選挙区	5,410人
東諸県郡選挙区	8,105人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,423人
東臼杵郡選挙区	8,763人
西臼杵郡選挙区	6,765人